

議第1号

「協同労働の協同組合」に関する法律の速やかな制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年7月4日

提出者 経済委員長 岩佐義弘

徳島県議会議長 木南征美殿

「協同労働の協同組合」に関する法律の速やかな制定を求める意見書

近年の社会・経済構造の急激な変化は様々な課題を我が国社会に投げかけており、多様な生き方とそれを支える新たな社会システムの構築が求められている。とりわけ、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

このような状況の中、住みやすい地域社会を実現するため、地域の問題は地域住民自らが解決することを目指し、NPOや協同組合、ボランティア団体などの様々な非営利団体が事業展開しているが、これらの一つである「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人全てが協同で出資し、協同で経営し、協同で働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す活動を続けており、多くの社会問題が顕在化する今日、その解決の有効な方策として大変注目されている。

しかしながら、我が国では、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、協同組合として契約ができない、あるいは社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題を抱えている。

欧米各国においては、既に労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）として法制度が整備されており、就労の創出や地域の活性化、少子高齢化への対応を図るためにも、早急な法制化が求められているところである。実際、協同労働をしている団体の事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、農村レストラン、清掃請負、オフィスビルの総合管理など幅広く、また、若者や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作るなど、多様な働き方の一つとしても期待が高まっている。

よって、国においては、今日の社会の実情を踏まえ、多様な働き方を可能とする環境整備を図る観点から、「協同労働の協同組合」に関する法律を速やかに制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第2号

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年7月4日

提出者 経済委員長 岩佐義弘

徳島県議会議長 木南征美殿

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書

我が国は森林国であり、水資源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止への貢献など、森林の持つ多面的機能は国民生活に様々な恩恵をもたらしており、これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備の財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税（仮称）」創設に向けて、検討が進められているところであり、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の持つ公益的機能の発揮のみならず、中山間地域を中心とする雇用・所得の拡大により、地方創生にも大きく貢献するものである。

本県においては、脱炭素社会の実現に向けて「徳島グリーンスタイル」として、森林の公的管理や協働管理などに取り組むとともに、平成17年度から、数次にわたる林業プロジェクトを推進し、10年間で県産材の生産量は大幅に増加し、200人を超える新たな担い手が加わるなど、林業の成長産業化による地方創生の取り組みも進めている。

この確かな流れを加速し、伐採から植林、保育といった森林サイクルを国を挙げて取り戻し、地球環境の保全に向けた、森林吸収源対策の強化に必要な安定的財源の確保のため、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 多面的機能を持つ森林は国民共有の財産であり、国を挙げて、継続的な森林整備・保全に取り組めるよう安定財源の確保に向けて「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。
 - 2 その際、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を進めるとともに、都道府県の役割の明確化や、逆進的な租税負担とならないことなど、地方の意見を聞き地域の実情に合った制度設計とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

経 済 産 業 大 臣

環 境 大 臣

林 野 庁 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第3号

燃料電池列車に係る導入支援制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年7月4日

提出者 環境対策委員長 山西国朗

徳島県議会議長 木南征美殿

燃料電池列車に係る導入支援制度の創設を求める意見書

温室効果ガス排出削減の国際的枠組みであるパリ協定が、平成28年11月に発効し、世界は脱炭素社会の実現に向け着実に進み始めている。

こうした中、究極のクリーンエネルギーである水素の活用が注目されており、我が国においては、平成26年12月に世界で初めて燃料電池自動車の一般販売が開始され、以降、燃料電池フォークリフト、燃料電池バスなどの水素エネルギーを活用した様々なモビリティの市場投入が実現するなど、水素社会の実現に向けた動きが加速化している。

本県においても、地方から水素社会を実現させるべく、燃料電池自動車の公用車への率先導入、中四国初「自然エネルギー由来水素ステーション」の県庁敷地内への設置、四国初となる事業者の「移動式水素ステーション」の整備を実現してきたところである。

今後、平成29年1月に施行した徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づき、脱炭素社会の実現に向けた水素エネルギーの最大限導入を図っていくため、現在、研究開発、実証実験が行われている燃料電池列車の早期実用化に大いに期待しているところである。

しかしながら、実用化に向けては、更なる技術革新や規制緩和によるコスト削減、性能向上などが必要不可欠であり、その動きを加速させるためには、国の強力な支援が必須である。

よって、国においては、本年4月の再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議において、安倍首相が「世界に先駆けて水素社会を実現する」と述べており、その歩みを着実なものとするためにも、国を挙げて燃料電池列車の更なる開発支援策を講じるとともに、導入に向けた支援制度を創設するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

経 済 産 業 大 臣

国 土 交 通 大 臣

環 境 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員